長門市ふるさと応援寄附金中間支援等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

本要領は、長門市ふるさと応援寄附金中間支援等業務の受託候補者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

なお、本業務委託のプロポーザルは、令和８年度長門市 12 月補正予算が原案どおり成立することを前提として、予算成立前準備行為として実施するものであり、予算が原案どおり成立しない場合は、このプロポーザルの中止・変更等を行うことがある。

１　業務の概要

別紙「長門市ふるさと応援寄附金中間支援等業務　仕様書」のとおり

２　契約期間

契約締結日から令和 10 年３月 31 日まで

※ 業務の履行開始日は、令和９年４月１日からとする。なお、契約締結日から履行開始日の前日までは準備期間として対応し、その間に発生した費用は受託者の負担とする。また、本業務を継続して委託することで寄附者や返礼品提供事業者の利便性を確保し、業務に支障がないと本市が認める場合、本市及び受注者の双方合意の上、令和 12 年３月 31 日まで本業務委託契約を更新することができるものとする。

３　提案上限額

寄附金額の 6.5%（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

※ 返礼品代金及びその発送に係る経費、広告費、ふるさと納税ポータルサイト利用料、クレジットカード等決済手数料、受領証明書発行代行手数料、ワンストップ特例申請受付手数料は含まない（返礼品代金及びその発送に係る経費は、別途実費相当額を受注者に支払うこととする。）。

４　令和９年度想定寄附金額

700,000 千円

５　参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４に規定する者でないこと。

(2) 次の各号のいずれかに該当する者であること。

ア　令和８年度長門市競争入札参加資格者名簿に登載されている者

イ　上記アに該当しない者にあっては、参加意向申出書受付期間中に競争入札参加資格審査申請書を事務局に提出し、契約締結までに上記アと同等の資

格を有していると認められる者

※ 申請様式は、長門市ホームページ「入札参加資格申請について」参照。

(3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(5) 参加意向申出書の提出の日から契約締結の日までの間において、長門市物品等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。この場合において、国及び県等において指名停止がある場合も提案資格がないものとする。

(6) 国税及び地方税について滞納がないこと。（特別な理由により延納、徴収猶予簿承認されている場合を除く。）

(7) 長門市内に本店、支店又は営業所等を有する者、又は業務の履行開始日までに本店、支店又は営業所等を設置する者

(8) 令和５年度以降に、本業務と同種又は類似の業務であって、年間５億円以上の寄附実績がある地方自治体との間で契約を締結し、これを誠実に履行した実績（履行中のものを含む。）を有する者であること。

6 日程

項目	期日
プロポーザル実施の公告	令和８年 11 月 13 日(金)
質問の受付期限	令和８年 11 月 18 日(水)午後５時
質問の回答	令和８年 11 月 20 日(金)
参加意向申出書提出期限	令和８年 11 月 25 日(水)
提案資格確認結果の通知	令和８年 12 月　３日(木)
提案書等提出期限	令和８年 12 月 11 日(金)午後５時
プレゼンテーション審査	令和８年 12 月 15 日(火)午後
プレゼンテーション審査結果の通知・公表	令和８年 12 月下旬（予定）
契約締結予定日	令和９年　１月上旬（予定）

※ 日程は予定のため、変更する場合がある。

7　質問及び回答

質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

質問書（別記様式第８号）

(2) 提出期限

令和８年 11 月 18 日（水）午後５時

(3) 提出方法

電子メールにより提出すること。

質問書以外での問い合わせは一切受け付けない。質問書が到達していることを電話により速やかに確認すること。

(4) 提出先

下記「14　担当部課（問い合わせ先・提出先）」に同じ

(5) 回答方法

令和８年 11 月 20 日（金）までに、提出された全ての質問及び回答をまとめて長門市ホームページに掲載する。なお、事業者名は公表しない。

８　参加意向申出書の提出

(1) 参加意向申出に関する書類

ア　プロポーザル 参加意向申出書（別記様式第１号）

イ　会社概要説明書（別記様式第２号）

ウ　履行実績確認書（別記様式第３号）

エ　参加資格要件確認誓約書（別記様式第４号）

オ　登記簿謄本・履歴事項全部証明書（法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）

カ　納税証明書（国税、都道府県税及び長門市税の未納がないことを証明する書類）※写し可　※長門市以外に事業所がある者は長門市税の納税証明書は不要。

キ　法人においては、直近１年度分の事業報告書、賃借対照表及び損益計算書（又はこれらに類する書類）

ク　暴力団排除に関する誓約書（別記様式第５号）、役員名簿（登記簿謄本に記載されている監査役を除く全ての役員を記載すること。）及び照会承諾書（別記様式第５号・別表）

(2) 提出期限

令和８年 11 月 25 日（水）（必着）

(3) 提出先

下記「14 担当部課（問合せ先・提出先）」に同じ

(4) 提出方法

電子メール又は郵送で提出すること。郵送の場合は、本市への到達が証明できる書留等によるものとし、提出期限までに到達したものを有効とする。

(5) 提出部数

1部

(6) 提案資格の確認及び確認結果の通知

参加意向申出者の提案資格の確認等を行い、確認結果を令和８年 12 月３日(木)までに電子メールで通知する。

(7) その他

ア 受付期間内に参加意向申出書類等を提出できなければ、本プロポーザルに参加できない。

イ 提出された参加意向申出書類等は返却しない。

ウ 参加意向申出書類等の記載事項に変更が生じた場合は直ちにその旨を書面で連絡すること。

エ 参加意向申出後に辞退する場合は、令和８年 12 月８日（火）午後５時までに電子メールによる辞退届（任意様式）を提出すること。

9 提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）（提案書表紙（別記様式第６号））

原則Ａ４サイズ片面 20 枚以内（表紙は制限枚数から除く。）とし、ページ番号を付与した上で綴じること。また、内容には次の①～③の項目を必ず含むこと。

① 実施方針

本市は令和 13 年度までまでに寄附額 10 億円を目指しているが、この目標に向けてどのようなステップと手段で実現するのか論理的かつ具体的な運営戦略を示すこと。

② 実施体制

実施体制図を示すなど、業務を適正かつ確実に遂行できる人員、担当者のスキル、経験年数、兼務状況を明記すること。また、繁忙期における業務対応策を具体的に示すこと。

③ 独自提案等

仕様書にはないが、本市の地域課題を理解した上で、課題解決に向けた独自提案等を示すこと。

イ 実施体制調書（別記様式第７号）

ウ 参考見積書（任意様式）

① 参考見積書記載金額については、業務全体の本体価格（税抜き）、消費税額（消費税額及び地方消費税額計を含む）を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。

② 見積もりの上限額は上記３とし、上限額を超える見積金額の提案があった

場合は失格とする。

③ 宛先を「長門市長」、業務名を「長門市ふるさと応援寄附金中間支援等業務」とし、事業者の所在地、商号または名称、及び代表者職氏名を記載すること。なお、代表者印の押印は不要とする。

(2) 提出期限

令和８年 12 月 11 日（金）午後５時（必着）

(3) 提出先

下記「14 担当部課（問合せ先・提出先)」に同じ

(4) 提出方法

郵送（書留郵便又は配達証明できるものに限る。）又は持参（土曜日、日曜日、祝日及び時間外は受付不可。）すること。

(5) 提出部数

８部（正本１部、副本７部）

10 受託者の特定

(1) 審査方法

市が設置する公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提案書等の書類、プロポーザル審査の内容の審査及び評価を行い、最も適した提案を行ったものを受託候補者として選定し、市長が受託者を特定する。

また、参加事業者が１者の場合も選定を行う。ただし、評価点が６割に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

(2) 評価基準

別紙「評価基準」に基づき、提案書及びプレゼンテーションの内容を踏まえ評価を行う。

(3) プレゼンテーションの実施

提案者による説明を実施し、審査委員による質疑を行う。応募者が４者を超える場合、審査委員会は提案書による書面審査を行い、プレゼンテーションの対象とする応募者をあらかじめ選定することができるものとする。

ア　日程・会場　　令和８年 12 月 15 日（火）午後　長門市役所３階大会議室２

イ　出席者　　３名以内

総括責任者を含め最大３名とし、業務を受託した場合、主として本業務に従事する者（管理責任者）が説明を行うこと。

ウ　発表時間　　１提案者につき、提案説明は 20 分、質疑 20 分を目安とする。

エ　その他　　・プレゼンテーションは非公開とする。

・プレゼンテーションは参加意向申出書の受付順とする。

・開始時間は別途お知らせする。

(4) 特定及び非特定の結果通知

提案者に、受託者として特定した又は特定しなかった旨を、令和８年 12 月下旬に通知する。

11 契約に関する基本事項契約に関する基本事項

(1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、受託者として特定した者（以下「特定者」という。）と当該業務の仕様等について協議を行った上で、見積書の提出を求め、随意契約により契約を締結する。

(2) 特定者との協議が整わないときは、次順位の提案者を受託者として特定し、順次契約に関する協議を行う。

(3) 契約金額については、特定者から新たに見積書を徴取し、市が設定する予定価格の範囲内と確認したうえで決定する。

12 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

（1）「５　参加資格要件」を満たさなくなった場合

（2）提出書類に虚偽の記載があった場合

（3）提出期限を過ぎて関係書類が提出された場合

（4）見積額が「３　提案上限額」を超えている場合

（5）仕様書の要件を満たせない場合

（6）プレゼンテーションに参加しなかった場合

（7）選定の公平性を害する行為があった場合

（8）前各号に定めるものほか、提案にあたり、著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

13 留意事項

(1) 本プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約内容において必ずしも提案内容に沿うものではない。

(2) 本プロポーザルの企画提案及びプレゼンテーションに要する費用は、全て提案者の負担とする。なお、本プロポーザルの実施を中止した場合も同様とする。

(3) 提出された書類等は、返却しない。

(4) 提出された書類等は、必要に応じ複写（市役所内及び審査委員会での使用に限る。）する。

(5) 提出された書類等は、企画提案者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(6) 提案された企画提案書は、長門市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになる。なお、事業を営むうえで、競

争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第１０条第１項第３号の規定により非開示となるため、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を提出すること（様式任意）。
開示・非開示の判断は提出された理由に基づき行うものではなく、その理由を参考に、同条例に基づき市が客観的に判断する。

(7) 審査結果に係る問い合わせ不服申し立てはできないものとする。

(8) 本プロポーザルに関連し知り得た情報については、本市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。

(9) 本要領に定めるもののほか、必要な事項については担当部課が定める。

14 担当部課（問い合わせ先・提出先）

長門市 経済産業部 産業立地・戦略推進課　物産振興班
〒759-4192 山口県長門市東深川 1339 番地２
TEL（0837）23－1177 FAX（0837）22－8458
E-mail：furusato@city.nagato.lg.jp